東京都男女平等参画審議会運営要綱

平成12年6月1日 12生女青参第30号決定

(目的)

第1 この要綱は、東京都男女平等参画基本条例(平成12年条例第25号。以下「条例」という。)第19条に基づき、東京都男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2 審議会は、学識経験を有する者、都議会議員及び関係団体に属する者のうちから、知事が任命する委員25人以内をもって組織する。

(会長の設置及び権限)

- 第3 審議会に委員の互選による会長を置く。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその 職務を代理する。
- 4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(招集)

第4 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

- 第5 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ会長の決するところよる。

(オンラインによる会議)

- 第6 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、会長が必要と認める場合は、オンライン(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。)を活用した会議を開催することができる。
- 2 前項の会議におけるオンラインによる委員の出席は、第5第1項 及び第2項の出席に含めるものとする。映像の送受信ができない場合 であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を 委員相互で行うことができるときも同様とする。

(専門委員)

第7 条例第17条に規定する専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(部会及び部会長)

- 第8 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。
- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 3 部会長は、その部会の会務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 部会は、部会長が招集する。
- 6 部会長は、部会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果について審議会に報告するものとする。

東京都男女平等参画審議会運営要綱

(意見の聴取)

第9 会長は、協議に際し、必要がある場合は、その都度関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事)

- 第10 審議会に幹事を置く。
- 2 幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議の公開)

第11 審議会の会議は、公開で行うものとする。ただし、審議会の決定により一部非公開の取扱いとすることができる。

(庶務)

第12 審議会の庶務は、生活文化局都民生活部において処理する。

(雑則)

第13 この要綱に定めるもののほか、審議会及び部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- この要綱は、平成12年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
 附 則
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
 附 則
- この要綱は、平成22年7月16日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年7月16日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年12月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年6月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

政策企画局計画調整部長

総務局人事部長

総務局人権部長

財務局主計部長

福祉局政策推進担当部長

福祉局子供・子育て支援部長

福祉局高齢者施策推進部長

保健医療局政策推進担当部長

産業労働局働く女性応援担当部長

産業労働局雇用就業部長

教育庁教育政策担当部長

警視庁総務部企画課長